

健保001	項目名	保健所運営費																					
予算書項目	保健所運営費	ページ	29																				
年度	R元																						
所属名	健康こども部鳥取市保健所 総務企画課																						
会計名	事業の概要																						
一般会計	【問合せ先】総務企画課 0857-22-5163																						
款 衛生費	【10次総の施策体系】1301																						
項 保健衛生費	【事業の経過及び背景】 地域保健法の規定により中核市は保健所の設置主体と定められており、これにより鳥取市が設置する保健所の管理・運営を行う。																						
目 保健所費	【事業の目的及び効果】 経費の節減に努めるとともに、鳥取市保健所が円滑効率的に業務を遂行できるよう運営する。																						
(単位:千円)	【事業の内容】 鳥取市保健所で導入している衛生総合情報システムで作業を行う事務のうち、小児慢性特定疾病医療費助成事務は個人番号の情報連携対象事務(※)とされている。 個人番号の情報連携については、全国自治体において即時連携が求められているところだが、現在、本市システムの機能では、情報連携には手作業が必要であり、即時に最新情報を提供できない状況にある。 厚生労働省では、全国的に即時の情報連携ができるよう、令和元年度から情報連携に係るシステム改修費用を国庫補助対象(国2/3)とされたところであり、即時に情報連携が図れるシステムへの改修を行うものである。																						
補正前額	15,555	※個人番号の情報連携：住民にとっては各種手続きの際に添付書類の省略ができ、行政機関では異なる行政機関や医療保険者間で情報連携を行うもの。																					
要求額	1,491																						
総務部長段階査定額	1,491	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">その他財源の内訳</th> </tr> <tr> <td>分担金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>手数料</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>寄付金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>繰入金</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>贈収入</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> </table>		その他財源の内訳		分担金	0	負担金	0	使用料	0	手数料	0	財産収入	0	寄付金	0	繰入金	0	贈収入	0	その他	0
その他財源の内訳																							
分担金	0																						
負担金	0																						
使用料	0																						
手数料	0																						
財産収入	0																						
寄付金	0																						
繰入金	0																						
贈収入	0																						
その他	0																						
市長段階査定額	1,491																						
区分	補正額																						
財源内訳																							
国・県支出金	993																						
地方債	0																						
その他	0																						
一般財源	498																						
計	1,491																						
行財政改革課処理欄																							

健保002	項目名	受動喫煙防止対策事業費	
予算書項目	生活習慣病予防対策事業費	ページ	29
年度	R元		
所属名	健康こども部鳥取市保健所 健康支援課		
会計名	事業の概要		
一般会計	【問合せ先】健康長寿支援係 0857-22-5695		
款 衛生費	【10次総の施策体系】1301		
項 保健衛生費	【事業の経過及び背景】 健康増進法の改正(平成30年7月25日公布)による受動喫煙防止対策強化に伴い、各施設管理者は施設の種類ごとに一定の受動喫煙防止対策が義務化されることとなる。それに伴い、受動喫煙に関する相談対応、正しい知識の普及啓発が必要となる。		
目 健康対策費	【事業の目的及び効果】 受動喫煙に関する正しい知識の普及啓発を行うことで、望まない受動喫煙防止を図る。		
(単位:千円)	【事業の内容】 受動喫煙等に関する相談対応や正しい知識の普及啓発活動を実施、国及び県開催の会議や研修会へ参加する。 平成31年4月1日付け厚生労働省局長通知「健康的な生活習慣づくり重点化事業の実施について」において取組の具体的な内容が示されたことに伴い、パンフレット・チラシ配布等に要する経費を計上して普及啓発活動を行う。(国庫補助率1/2)		
補正前額	1,559	<事業内容>	
要求額	416	①世界禁煙デーイベント等で呼びかけと啓発物配布	
総務部長段階査定額	340	②国や県の動向を確認するために、会議や研修会に参加	
市長段階査定額	340	③受動喫煙対策に関するパンフレット(中学生向け)・チラシ(住民向け)の配布	
区分	補正額		
財源内訳			
国・県支出金	949		
地方債	0		
その他	0		
一般財源	△609		
計	340		
行財政改革課処理欄			